

協会通信

VOL. 94
令和2年 9月号
(年6回発行)

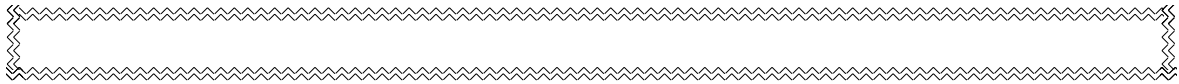


一般社団法人 三重中小企業経営者協会

〒510-0001 四日市市八田1丁目13-17

☎TEL : 059-334-7807 ☎FAX : 059-334-7808

🌐ホームページ : <http://www.mie-keikyo.jp/> ✉E-MAIL : info@mie-keikyo.jp



本年度通常国会において令和2年5月29日年金制度の改正法（年金の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案）が成立しました。

改正の項目は、大きく3つに分かれています。1つ目は被用者保険の適用拡大、2つ目は在職老齢年金制度の改正、3つ目は企業年金・個人年金（企業型DC・個人型DC 所謂イデコ）の充実です。

今回は、1つ目の被用者保険の適用拡大について説明させていただきます。

【被用者保険の適用拡大】

（1）短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

ポイント

- 1週間の所定労働時間および1ヵ月の勤務日数が通常の従業員の4分の3未満の短時間労働者に対する適用拡大の基準のうち、従業員「501人以上」の企業規模要件が、令和4年10月から「101人以上」に、令和6年10月から「51人以上」に拡大されます。
- 適用拡大基準のうち「1年以上」の勤務期間要件が撤廃され、令和4年10月からフルタイム労働者と同様の「2ヶ月超」になります。
- 労働時間要件（週20時間以上）、賃金要件（月額8.8万円以上）、学生除外要件は現状が維持されます。

	平成28年10月～	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間要件	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金要件	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
勤務期間要件	1年以上	撤廃（2ヶ月超）	撤廃（2ヶ月超）
学生除外要件	学生除外	学生除外	学生除外

* 正規・非正規にかかわらず、できるだけ多くの労働者の保障を充実させることがねらいです。

* 健康保険も、厚生年金と同様に適用拡大されます。

* 平成28年10月から、国の事業所は規模にかかわらず適用拡大が実施されています。

* 平成29年4月から、従業員500人以下であっても労使合意のある企業、および地方自治体の事業所は規模にかかわらず、適用拡大が実施されています。

* 現時点で、社会保険の被扶養者（第3号被保険者）がどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありません。年収130万円未満であっても、適用拡大要件に

該当する場合は被扶養者とはならず、自分で厚生年金・健康保険或いは国民年金・国民健康保険に加入します。

(2) 非適用業種の見直し (令和4年10月実施)

- 非適用業種のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士など法律・会計を取り扱う「士業」について、5人以上の事業所が被用者保険の適用業種に追加されます。
- 新たに適用業種に追加されるのは、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公証人、海事代理士の10の士業です。
- これらの士業は、他の業種と比べても法人割合が著しく低いこと、社会保険の事務処理能力が期待できることなどがその理由です。

(注) 他の個人事業のサービス業は、任意適用となっています。

(注) 法人事業所の場合は、業種や従業員規模にかかわらず被用者保険が適用されます。

(3) 健康保険の適用拡大 (令和4年10月実施)

- 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体に勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付(医療保険)が適用されます。

【所得税との関係】

令和2年より

(1) 扶養控除対象者

- 扶養控除等申告書を提出されている人で合計所得金額が48万円以下となっている方(給与所得の方は103万円以下)

(2) 配偶者(特別)控除

- 所得者本人の合計所得金額が1000千万円以下の場合、配偶者の合計所得が48万円超え～133万円以下(給与所得の方は103万円超え～201.6万円未満)で38万円～1万円の配偶者特別控除があります。

【最低賃金と賃金要件の関係】

賃金要件8. 8万円の場合

- 874円(令和2年三重県の最低賃金)の場合で1週間23時間10分以上の勤務が必要です。また、1週間20時間勤務の場合は、時給単価1013円以上が必要となります。
- 最低賃金の場合、労働時間要件1週間20時間では適用要件を満たさないこととなります。

【最低賃金の改正】

三重県の最低賃金が10月1日より改定されます。

時給 873円 ⇒ 874円

愛知県の最低賃金が10月1日より改正されます。

時給 926円 ⇒ 927円

【最低賃金から除外される賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働及び所定労働日以外に対して支払われる賃金
- (4) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- (5) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当